

「令和6年度沖縄県消防防災ヘリコプター整備推進事業」企画提案募集要項

1 募集の趣旨等

(1) 事業名

沖縄消防防災ヘリコプター整備推進事業

(2) 事業期間

契約締結の日から令和7年3月24日まで

(3) 企画提案書等の内容

別添の「令和6年度沖縄消防防災ヘリコプター整備推進支援業務委託仕様書」を参照し、具体的な実施内容等を企画提案すること。

2 応募参加資格

次に挙げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 沖縄県内に事務所又は事業所を有すること。また、事業コンソーシアムで提案を行う場合には、県内に事務所または事業所を有する事業者が必ず1社以上参加していること。
- (2) 今回の委託事業に関する知識、経験等、事業を遂行する能力を有し、本事業の実施に当たり、正副2名以上の担当者を割り当て、沖縄県や関係機関との連絡・調整、現場への職員の派遣等を必要に応じ速やかに行う等、十分な事業遂行体制を確保でき、かつ資金等について、十分な管理能力を有していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (3) 県内において業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに対して、迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、コンソーシアムを代表する者が、業務の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての役割を担うものとする。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない法人又はコンソーシアムであること。コンソーシアムの場合は、構成メンバーの全てが前述の規定に該当しないこと。
【地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項】
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (5) 沖縄県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (7) 応募者（コンソーシアムの場合は、1つのコンソーシアム）につき、提案は1件であること。コンソーシアムの場合は、コンソーシアムを代表する者が応募すること。
- (8) コンソーシアムの構成員が、他のコンソーシアムの構成員となって応募する、単体として応募するなど、重複して参加することはできない。

3 応募、説明会、質問の方法等

(1) 応募書類等の提出

応募書類等の提出は、次により持参又は郵送により行うこと。

なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

ア 提出期限 令和6年5月30日(木)15時00分(厳守)

イ 提出場所 「11 問い合わせ先」のとおり

(2) 応募に係る質問

本応募要領及び企画提案仕様書等に関して質問がある場合には、質問書【様式5】を電子メールによって提出することとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。

ア 提出期限 令和6年5月23日(木)15時00分(厳守)

イ 提出場所 「11 問い合わせ先」のとおり

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、防災危機管理課ホームページに掲載する。

(最終回答は、令和6年5月27日(月)までに行う。)

4 提出書類及び必要部数等

(1) 提出書類

ア 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】

イ 会社概要(組織図、業務内容、資格等)・・・・・・・・・・【様式2】

ウ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式3】

エ 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式4】

オ 質問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式5】

カ コンソーシアム構成書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式6】

キ 委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式7】

ク 履歴事項全部証明書

ケ 直近3事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)又はこれに類する書類

コ 法人の場合は、直近3年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近3年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類。

サ その他提案に関する資料(プレゼンテーション資料等)

(2) 提出部数

提出部数10部(正本1部、副本(複写)9部。ただし、オを除く。)

(3) その他

ア 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約されることのみ表明すること。

イ なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があ

った場合には、不採択となることがある。

5 委託事業者の選定

(1) 審査方法

ア はじめに防災危機管理課において応募資格審査を行う。応募資格があると認められた提案については、沖縄県知事公室防災危機管理課内に設置する企画提案選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審査を行い、業務委託候補の優先順位を決定する。

イ 応募者が多数の場合は、審査方法を二段階方式とし第一次審査（書類審査）において数社選定し、その数社について第二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。

ウ 審査にあたり、事前に沖縄県職員が申請内容を確認するための聞き取りをすることがある。

エ 選定委員会は非公開で行い、審査経過及び審査結果に関する問い合わせには応じない。

オ 選定委員会が第1位に選定した者（以下「委託先候補者」という。）が辞退した場合、または県との委託に関する協議が整わなかった場合は、次順位の申請者を委託候補事業者とする。

(2) 審査基準

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

ア 会社概要

- i 会社概要
- ii 業務実績

イ 基本方針

- i 基本的な考え方
- ii スケジュール
- iii 体制
- iv 資格

ウ 業務遂行能力

- i 沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会の運営支援
- ii 沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会ワーキンググループの運営支援
- iii その他消防防災ヘリコプター導入に向けた沖縄県の取組支援

エ 追加提案等

- i 特記事項
- ii 追加提案
- iii 制限事項

オ プレゼンテーション

- i 取組姿勢
- ii 内容説明
- iii コミュニケーション力

(3) 企画提案内容審査（プレゼンテーション審査）日程

ア 日時：令和6年6月4日（火）10時00分（予定）

イ 場所：沖縄県庁5階 危機管理センター（第1・2会議室）

ウ 提出資料に基づき説明すること。

エ 評価会場への入場者は3名以内とする。

※プレゼンテーションを行う時間帯については、後日連絡する。

(4) 結果の通知

審査結果は県より電子メールで通知し、追って書面にて通知する。

6 契約

(1) 契約の締結

選定された申請者と委託業務の内容及び金額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約を締結する。

(2) 契約金額の支払方法

受託者から提出される報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。

(3) 契約金額

契約金額については、採択された者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(4) 契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

(5) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(※) 契約保証金について（抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 スケジュール（予定）

決定までのスケジュールは以下のとおりを予定しているが、変更することもあり得る。

令和6年5月30日（木）15:00 必着

応募書類提出締切り

6月4日（火）

選定委員会

6月 中旬

委託事業者決定及び審査結果通知

6月 下旬

契約締結

8 積算見積について

(1) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施す

るにあたっての一切の費用を積算すること。

- (2) 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。

※ 1円未満の端数については切り捨てるものとする。

(「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」を参照)

- (3) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

ア 直接人件費

イ 直接経費（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、使用料及び賃借料等）

ウ 再委託費

県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせるために必要な経費

エ 一般管理費（「ア 直接人件費」＋「イ 直接経費」）×100分の10以内

オ 消費税

（「ア 直接人件費」＋「イ 直接経費」＋「ウ 再委託費」＋「エ 一般管理費」）
×100分の10

- (4) 直接経費として計上できない経費

ア 建物等施設に関する経費

イ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ その他事業に関係のない経費

9 提案総額の上限について

今回の企画提案については、7,953千円（消費税込み）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定したものであり、実際の契約額とは異なる場合がある。

10 その他留意事項

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする
- (2) 提案書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

11 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁5階

沖縄県知事公室防災危機管理課 消防班 担当：久高

電話番号：098-866-2143 FAX番号：098-866-3204

電子メールアドレス kudakms(at)pref.okinawa.lg.jp

※(at)は@に置き換えて下さい。